

東久留米市災害廃棄物処理計画 概要版

令和 4 年 3 月

東久留米市

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の背景・目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 対象災害	2
第4節 災害廃棄物処理の目標期間	2
第5節 災害廃棄物処理の基本方針	2
第2章 災害廃棄物対策体制	3
第1節 処理主体の役割	3
第2節 組織体制	3
第3節 情報収集・連絡体制	4
第4節 協力・支援（受援）体制	4
第3章 計画条件	5
第1節 対象とする災害と被害想定	5
第2節 災害廃棄物の種類	5
第3節 災害廃棄物量の推計	6
第4章 仮置場の開設	7
第1節 仮置場の役割	7
第2節 仮置場の選定	8
第5章 災害廃棄物処理計画	9
第1節 災害廃棄物の処理の流れ	9
第2節 災害廃棄物の処理・処分方法	10
第3節 排出ルール・収集運搬体制	12
第6章 し尿処理計画	13
第1節 し尿発生量の推計	13
第2節 し尿の収集運搬体制	13
第3節 し尿の処理・処分方法	13
第4節 仮設トイレ	14
第7章 実効性の確保	15
第1節 計画の見直し	15
第2節 教育・訓練	15
第3節 住民への広報・啓発	15

第1章 総則

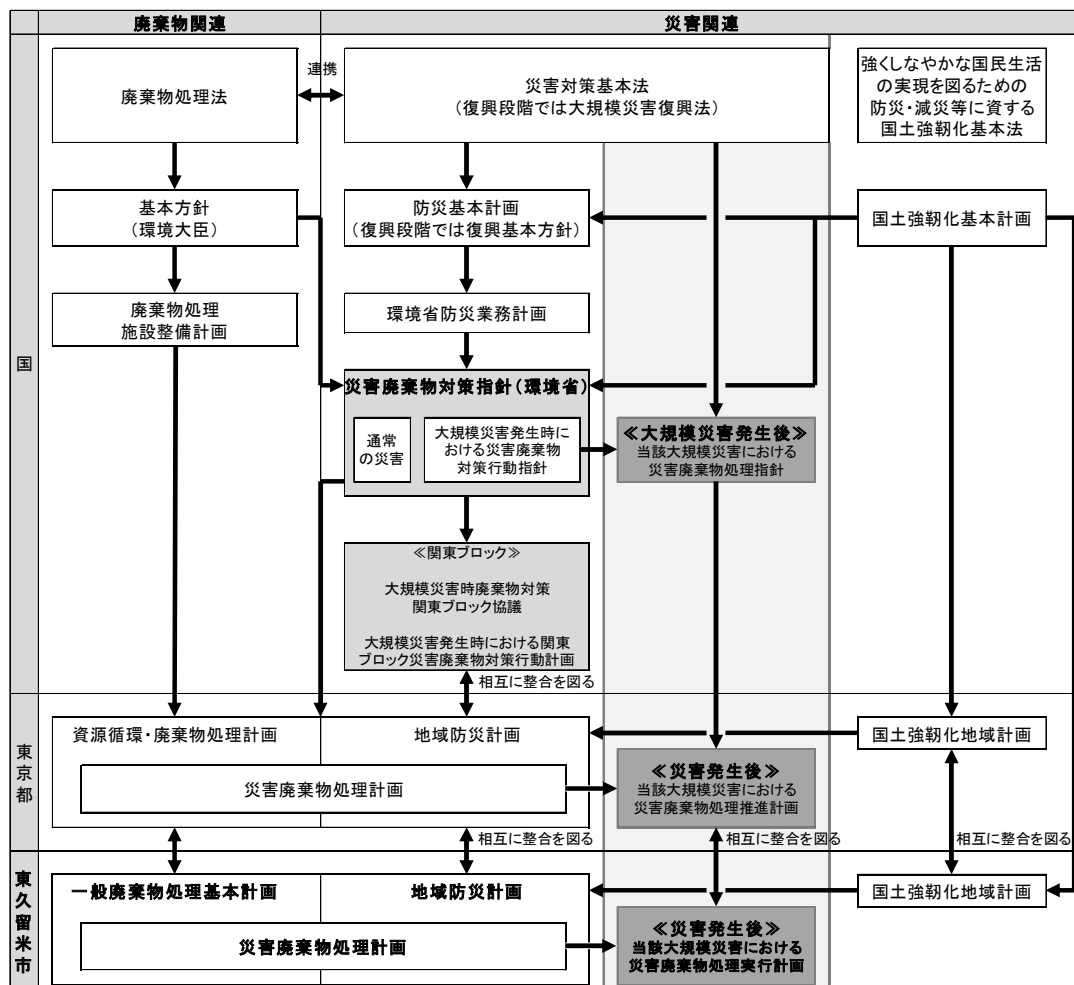
第1節 計画策定の背景・目的

近年、我が国では、想定を超えた自然災害が各地で発生しており、災害で発生する多種多様な災害廃棄物の処理が、復旧・復興の大きな課題となっています。

「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改訂版 環境省）では、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月 東京都）等に基づき、災害廃棄物処理計画を作成することが求められています。災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するとともに、住民生活の衛生確保や環境保全、地域の早急な復興に向け、強固な災害廃棄物処理体制を構築することを目的に「東久留米市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定）に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月）や「東久留米市地域防災計画」（令和3年度改訂）、「東久留米市国土強靱化地域計画」（令和3年度策定）等の関連計画との整合を図り、本市の災害廃棄物対策について基本的な考え方を示します。本計画の位置付けを図1に示します。



※ 東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）を参考に作成

図1 本計画の位置付け

第3節 対象災害

本計画において対象とする災害は、震災及び風水害とします。

なお、上記以外の災害（火山噴火による降灰被害等）によって、災害廃棄物が発生した場合は、本計画を準用するものとします。

第4節 災害廃棄物処理の目標期間

1 本計画の計画期間

本計画については計画期間を定めず、東久留米市地域防災計画や東久留米市一般廃棄物処理基本計画の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、計画の実行性を高めるため、必要に応じて、見直しを行います。

2 災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理期間については、過去の災害事例を踏まえ、最も被害が甚大で、災害廃棄物発生量が最大（3,100万t）となった東日本大震災（平成23年3月発生）の災害廃棄物処理に要した処理期間である3年間を目標期間として定めます。

ただし、風水害の場合は腐敗性の廃棄物が多く発生することが想定されるため、処理期間は1年間を目標とします。

第5節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針を次のとおりとします。

方針1：計画的な対応・処理

方針2：リサイクルの推進

方針3：迅速な対応・処理

方針4：環境に配慮した処理

方針5：衛生的な処理

方針6：安全作業の確保

方針7：経済性に配慮した処理

方針8：ボランティア等との連携

第2章 災害廃棄物対策体制

第1節 処理主体の役割

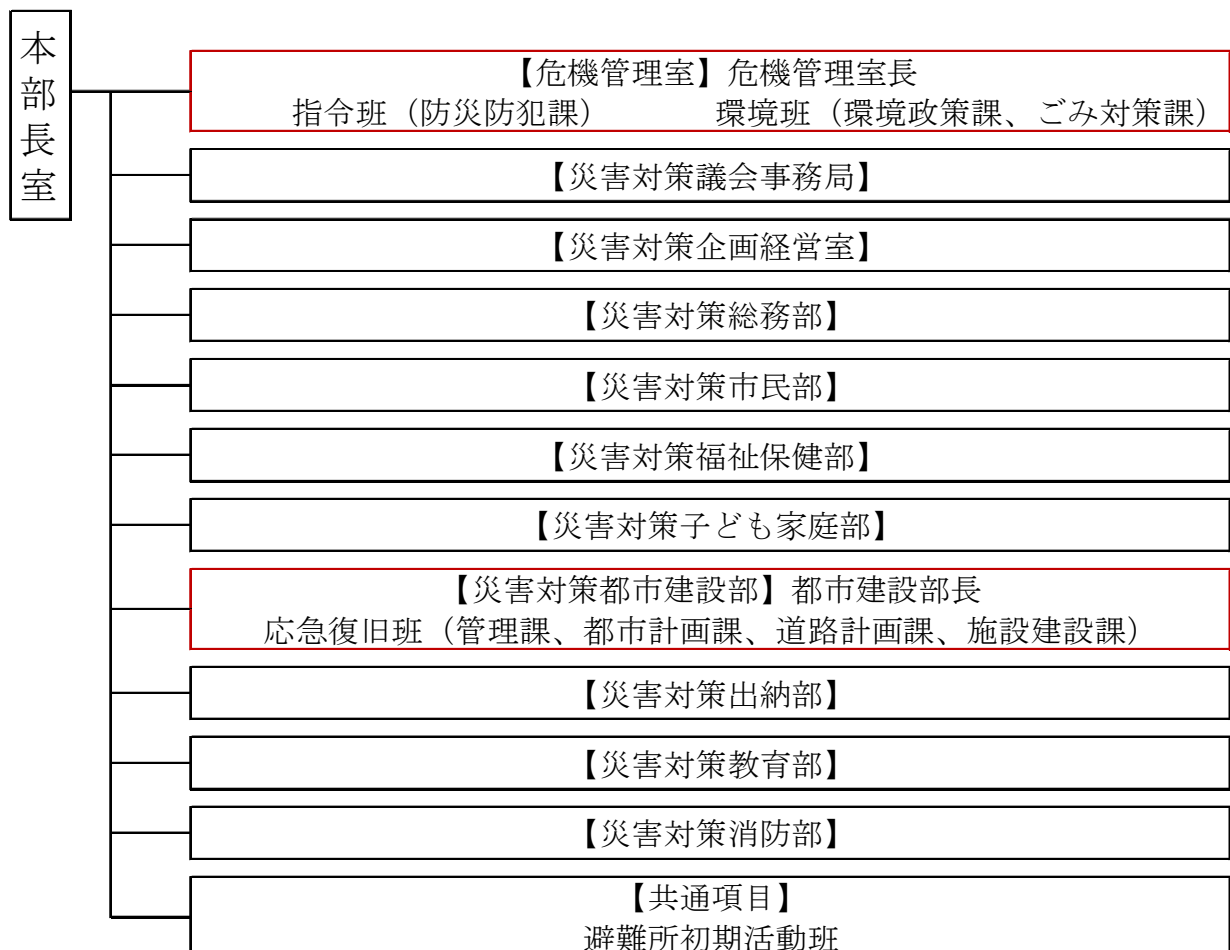
本市、都、国、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会、事業者、市民がそれぞれの役割を担いつつ、協力、連携しながら災害廃棄物の処理を推進します。

なお、災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるものであるため、本市が主体となり、適正な処理体制を確保し、迅速かつ適切に処理を実施します。

第2節 組織体制

災害発生時には、本市では、災害対策本部を設置し、組織的に迅速に災害対策を推進します。災害対策本部の組織体系を図2に示します。

廃棄物処理及びし尿処理については、危機管理室環境班として環境政策課及びごみ対策課が担当となります。また、下水道施設については、災害対策都市建設部応急復旧班として管理課、都市計画課、道路計画課及び施設建設課が担当となります。



※赤枠は災害時の廃棄物処理及びし尿処理に係る担当部署を表します。

※資料：東久留米市地域防災計画（東久留米市、令和3年度）を基に一部加筆

図2 災害対策本部の組織体系

第3節 情報収集・連絡体制

災害発生時において、各班は必要な情報を収集し、本市の災害対策本部へ報告します。

本市の災害対策本部は清瀬市や西東京市、柳泉園組合の災害対策本部との情報交換を行うとともに、国、東京都、協定締結自治体、関係団体等に連絡し、災害廃棄物対策に係る協力を図ります。また、本市の災害対策本部は住民、自治会、ボランティア団体等との連携を図り、情報共有に努めます。

災害時の情報収集・連絡体制を図3に示します。

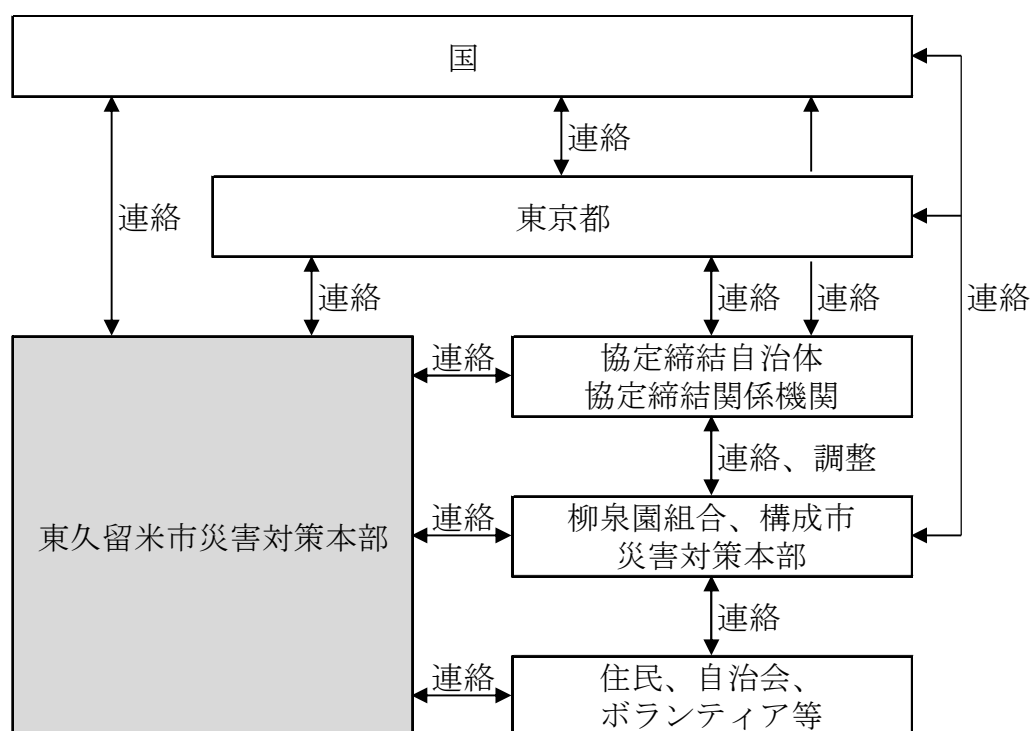


図3 情報収集・連絡体制

第4節 協力・支援（受援）体制

発災時に大量の災害廃棄物が発生した場合に備え、本市は、柳泉園組合や構成市である西東京市や清瀬市、国や東京都、近隣自治体、協定締結自治体、関係機関等と連携協力体制を構築し、連携強化を図る必要があります。

発災時における災害廃棄物対策について応援要請・支援が迅速に行えるよう、平時より柳泉園組合や西東京市、清瀬市は勿論のこと、東京都や協定締結自治体、関係機関等と相互に連絡調整を図るものとします。

第3章 計画条件

第1節 対象とする災害と被害想定

1 地震

「東久留米市地域防災計画」では、本市における被害が最も大きいと想定される、冬の夕方18時に多摩直下地震が発生した場合を想定しています。したがって、本計画においても「多摩直下地震」を前提として、被害想定と施策内容等を検討します。

2 風水害

本市が過去に被災した浸水のうち、最も被害棟数が多かった昭和49年7月20日の浸水被害を本市における風水害での想定被害とします。

第2節 災害廃棄物の種類

対象とする災害廃棄物については、地震災害、風水害によって発生する廃棄物とします。災害廃棄物の種類を表1に示します。

表1 災害廃棄物の種類 (1/2)

種類		概要
生活ごみ		家庭から排出される生活に伴うごみ
避難所ごみ		避難所から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有価物等
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿等
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	廃家電（テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電4品目以外のその他の家電製品及び小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品や水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等

表 1 災害廃棄物の種類 (2/2)

種類		概要
災害廃棄物	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車。ただし、処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の柳泉園組合の処理施設では処理が困難なもの、石こうボード、混合された廃棄物等

第 3 節 災害廃棄物量の推計

1 地震による災害廃棄物発生量

表 2 のとおり、地震による災害廃棄物発生量は最大約 24 万 t と想定されます。

表2 災害廃棄物の種類別発生量

(単位：万 t)

項目	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	その他	合計
災害廃棄物量	0.96	3.84	7.20	10.32	0.72	0.96	24

2 風水害による災害廃棄物発生量

表 3 のとおり、風水害による災害廃棄物発生量は約 113t と想定されます。

表3 風水害による災害廃棄物発生量の推計結果

項目	床上浸水	床下浸水	合計
被害棟数 (棟)	0	182	182
被害世帯数 (世帯)	0	182	182
発生量原単位 (t/世帯)	4.6	0.62	—
災害廃棄物量 (t)	0	113	113

3 避難所ごみ量

表 4 のとおり、避難所ごみ量は 9.3t/日と想定されます。

表4 避難所ごみ量の推計結果

避難人口 (人)	1 人 1 日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	避難所ごみ量 (t/日)
14,592	635	9.3

第4章 仮置場の開設

第1節 仮置場の役割

災害発生時には、災害規模に応じて、一次仮置場や二次仮置場の設置が必要となります。被災地域で発生した災害廃棄物は一次仮置場に搬入し、粗選別後に保管します。一次仮置場で保管した災害廃棄物を廃棄物の種類ごとに分別し、処理処分先へ搬出します。なお、処理処分先等に搬出するまでの分別、保管が一次仮置場で完結しない場合は、二次仮置場で焼却処理、破碎・選別処理、保管をし、処理処分先へ搬出することを検討します。

仮置場の役割のイメージ及び仮置場の種類を図4、表5に示します。



出典：災害廃棄物に関する研修ガイドブック

（国立研究開発法人国立環境研究所、平成29年3月）一部修正・加筆

図4 仮置場の役割（イメージ）

表5 仮置場の種類

呼称	役割
一次集積場所・仮置場	・解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間（概ね3年間）保管するための仮置場で、本市が設置・管理します。 ・可能な限り被災者の生活場所に近い場所、ある程度広さがある場所、パッカー車やダンプトラック等の出入が容易な場所に設置します。 ・公有地（市有地等）から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定します。（粗大ごみ等の仮置場も含みます。）
二次集積場所・仮置場	・一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行うために設置します。設置・管理については柳泉園組合及び構成市で協議調整し、必要に応じて、都内外の自治体の協力により、広域的な処理を求めます。 ・災害廃棄物の推計排出量、解体撤去作業の進行、仮施設の処理能力等を勘案して、一次仮置場よりも広い十分な容量を持つ場所に設置します。

第2節 仮置場の選定

仮置場の選定・開設、運営・管理は、環境班が実施主体となります。仮置場の選定の際には、災害時に必要となる避難場所や自衛隊災害派遣部隊の仮泊地や臨時ヘリポート等を考慮して、庁内関係課との調整を行い、他の用途で検討されている土地を除いて仮置場を検討する必要があります。

仮置場選定の検討手順を図5に示します。

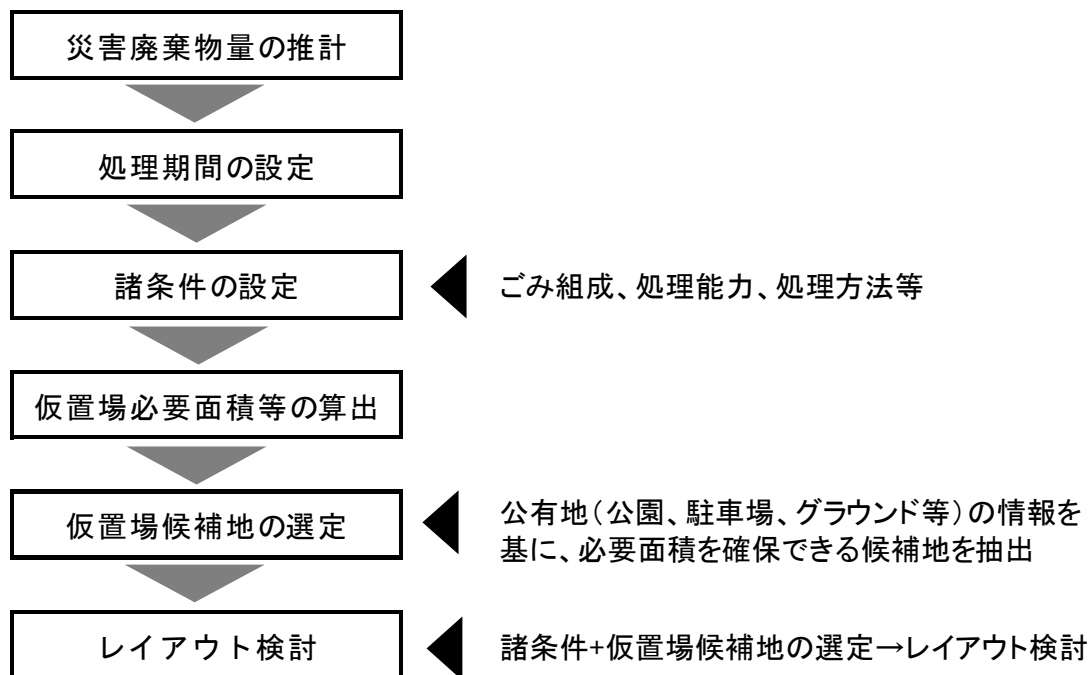


図5 仮置場選定の検討手順

第5章 災害廃棄物処理計画

第1節 災害廃棄物の処理の流れ

1 小規模災害時（災害廃棄物が少量）

避難所ごみやし尿、浄化槽汚泥は平時と同様に、片付けごみ等は、生活ごみと同様に平時の収集方法に則って排出された場合は、市が収集し処理施設へ搬入します。

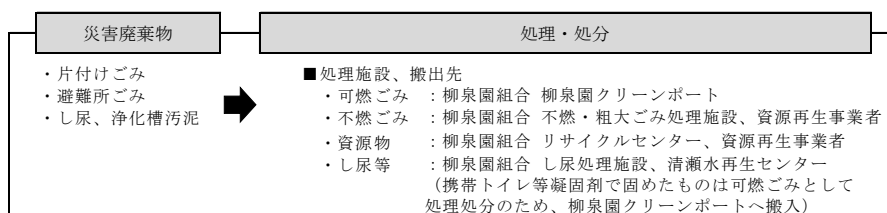


図6 小規模災害時の処理の流れ（例）

2 中規模災害時（災害廃棄物量が多く、都や区市町村の支援が必要）

避難所ごみやし尿、浄化槽汚泥は小規模災害時と同様とします。片付けごみ等の仮置場への搬入方法は被災状況に応じて検討します。

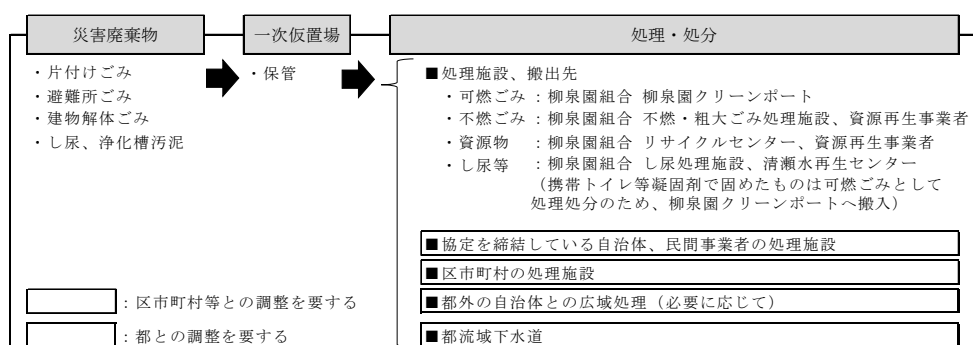


図7 中規模災害時の処理の流れ（例）

3 大規模災害時（災害廃棄物量が膨大で、都道府県の枠を超えより広域的な支援が必要）

避難所ごみやし尿、浄化槽汚泥は小規模災害時と同様に、片付けごみ等は中規模災害時と同様とします。また、都内での処理では早期復旧・復興が困難と判断される場合は、二次仮置場の設置、広域処理等、都や柳泉園組合、構成市等と調整し、方針を定めます。

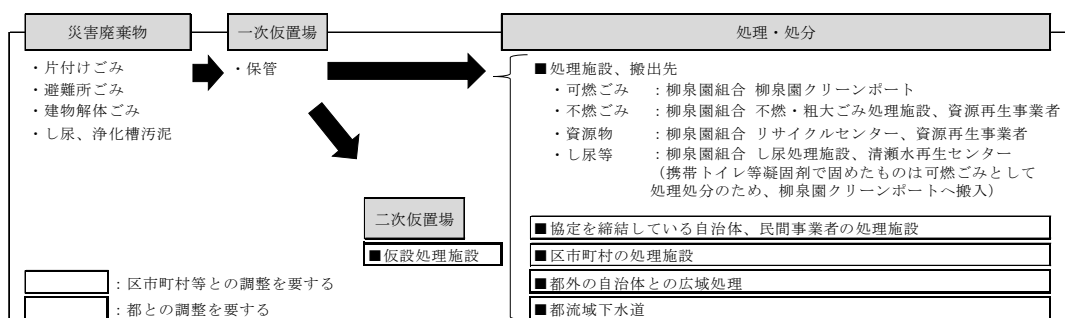


図8 大規模災害時の処理の流れ（例）

第2節 災害廃棄物の処理・処分方法

1 災害廃棄物の種類別処理フロー

災害廃棄物の種類別処理フロー（例）を図9に示します。

災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施します。そのため、一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置場が必要な場合は、二次仮置場で破砕・選別処理を行うなど資源物の回収を推進します。

災害時の生活系ごみ、事業系ごみ及び避難所ごみは、可能な限り平時と同様に分別収集及び処理を行うものとします。

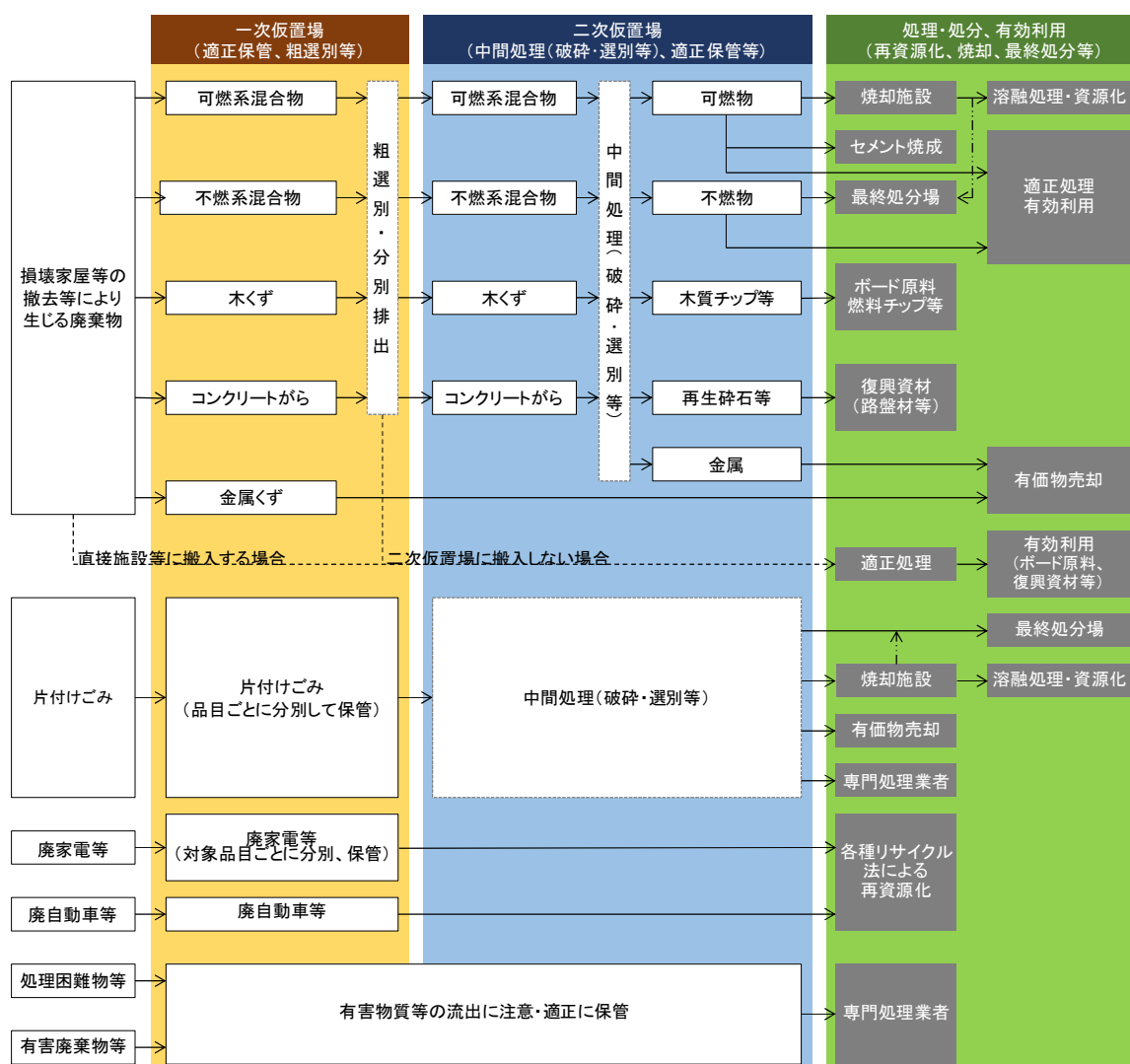


図9 災害廃棄物の種類別処理フロー（例）

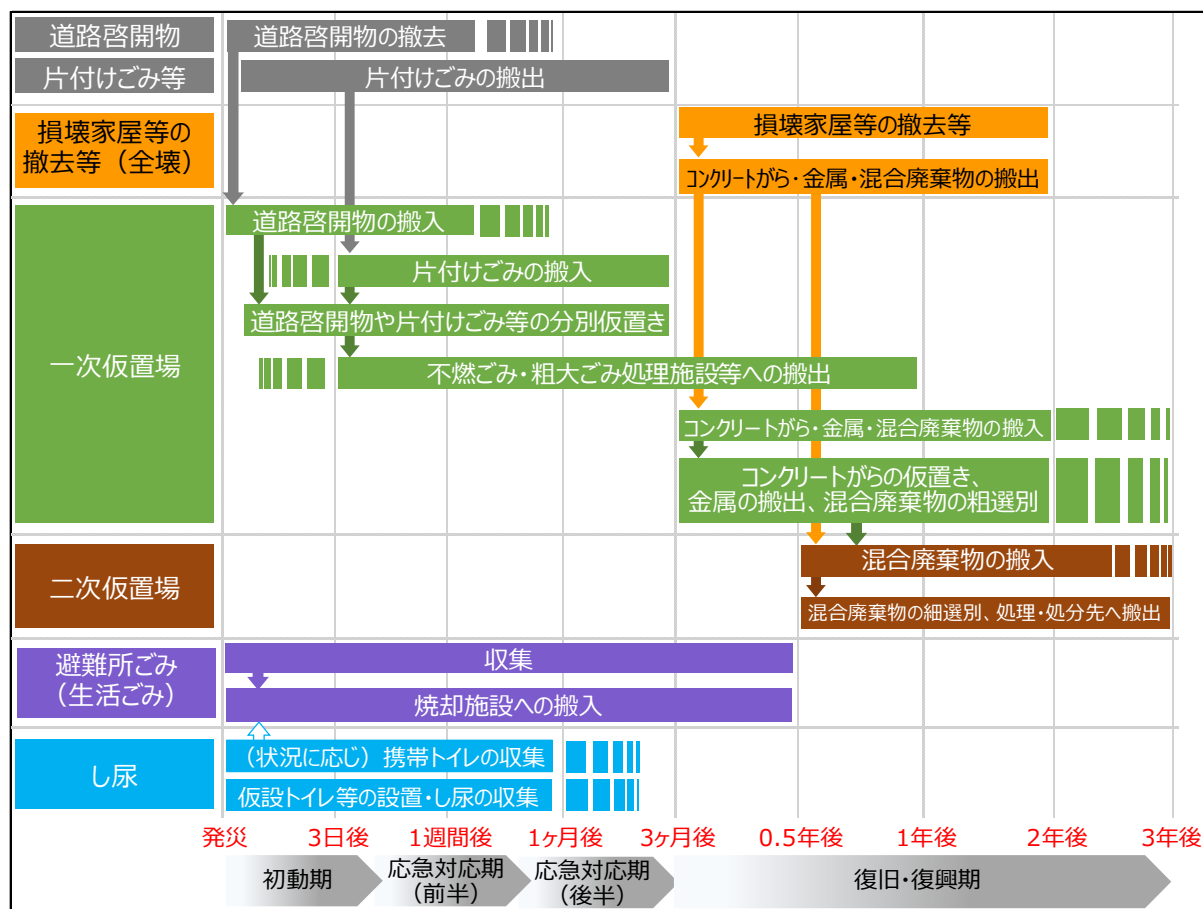
2 処理スケジュール

発災後の時期区分と特徴、及び災害廃棄物の概略処理スケジュールを表 6、図 10 に示します。

表6 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の把握、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
	応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3 週間程度
	応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3 ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3 年程度

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省）



※道路上の障害物を撤去し、車両が通行できるようにすることを道路啓開と言います。

図10 災害廃棄物の概略処理スケジュール

第3節 排出ルール・収集運搬体制

1 排出ルール

(1) 避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集運搬・処理体制を整備することを目標とします。また排出の際には、平時と同様の「生活ごみと資源物の出し方」に従って分別を行います。

(2) 片付けごみ

片付けごみについては、仮置場へ搬入することを基本とします。搬入方法については被災状況によって本市にて検討します。

(3) 住居内の障害物の除去

住居内に侵入した土石・竹木等の障害物の除去は、原則として住居の所有者・管理者が実施します。回収した障害物は、仮置場へ搬入しますが、搬入方法については被災状況に応じて本市にて検討します。

(4) 道路、河川の障害物の除去

道路、河川等に生じた障害物は、各管理者が除去、保管、処理を行います。

2 収集運搬体制

(1) 家庭系ごみの収集運搬

ごみの収集運搬については、災害発生時においても現行体制に基づき委託業者により収集運搬を行うものとします。

(2) 避難所ごみの収集運搬

避難所ごみの収集運搬については、基本的に避難所となっている施設の廃棄物収集運搬事業者により対応します。

(3) 仮置場までの収集運搬

仮置場までの収集運搬については、被災状況に応じて本市にて検討します。

被災状況に応じて二次仮置場が必要となる場合には、設置場所や収集運搬等について、東京都、柳泉園組合、西東京市、清瀬市と協議、調整し、検討します。

なお、本市による収集運搬が困難な場合には、協定を締結している民間事業者や、自治体、都と協議、調整の上で定めた収集・運搬方法に準じるものとします。

第6章 し尿処理計画

第1節 し尿発生量の推計

し尿については、上下水道施設等が被災することで、平時には下水道で処理されていたし尿も、避難所等に設置する仮設トイレから発生するため、別途し尿処理が必要となります。

本計画で被害が最大と想定される地震が発生した場合、想定されるし尿収集必要量（し尿発生量）は、63.3kL/日と想定されます。

第2節 し尿の収集運搬体制

1 し尿、浄化槽汚泥等の収集運搬

災害時に、避難所等から発生したし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬は、平時と同様に委託及び許可業者により行うことを基本とします。被災者や避難者の生活に支障が生じることのないよう、仮設トイレの設置場所及び設置基数等に応じて、速やかに収集を行います。また、し尿・浄化槽汚泥等の収集頻度は3日間に1回程度を原則とします。

収集運搬能力が不足する場合には、都や協定締結自治体、協定締結民間事業者等からの協力や国、D.Waste-Net等を通じた広域支援を求め、収集運搬体制を確保します。

2 簡易トイレの収集運搬

発災初動期に排出が想定される簡易トイレの収集方法については、家庭や避難所から排出される燃やせるごみと同様に燃やせるごみとして排出していただき、燃やせるごみとしてパッカー車等で収集します。収集されるまでの期間における家庭や避難所での保管については、衛生管理に留意する必要があります。

第3節 し尿の処理・処分方法

1 処理方針

災害時のし尿処理の基本方針としては、簡易トイレ（携帯トイレ）から排出されるし尿は、燃やせるごみとして柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で処理することを基本と考えます。また、それ以外の仮設トイレ等から発生するし尿については、都下水道局と連携し、平時の下水処理と同様に都の下水処理場である清瀬水再生センターへ搬入し、処理を行うことを基本とします。

なお、仮設トイレ等から発生するし尿については、受入可能な量であれば平時と同様に柳泉園組合のし尿処理施設で処理を行うことも可能ですが、平時と同様に下水道放流ができることを前提とします。なお、清瀬水再生センターが稼働していない場合は、東京都や他自治体等に支援を要請します。

特に発災から3日後頃までは、簡易トイレ（携帯トイレ）による排出を主とし、それ以降は仮設トイレの設置や収集運搬体制の整備が整った段階から仮設トイレによる排出とし、し尿収集車による収集運搬に移行していくこととします。なお、下水道設備に被害が無い場合は、下水道へ流すことを基本とします。

2 処理方法

災害時に発生するし尿の処理については、簡易トイレ（携帯トイレ）等で排出されるし尿は、燃やせるごみとして排出し、柳泉園組合の焼却処理施設で処理することを基本とします。また、仮設トイレ等から発生するし尿については、し尿収集車で収集し、都下水道局と連携して、清瀬水再生センターまたは主要管きよの指定マンホール等に搬入し、清瀬水再生センターで処理を行います。

また、平時と同様に柳泉園組合のし尿処理施設で処理を行う場合は、下水道放流ができることを確認の上、都下水道局、柳泉園組合、西東京市や清瀬市、本市で連携し、調整する必要があります。なお、し尿処理施設で処理を行う場合は、前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、できる限り同組合内のクリーンポートで焼却処理した後、エコセメントの原料として再利用することを基本とします。

し尿処理について、柳泉園組合や清瀬水再生センターでの処理が困難な場合は、東京都や他自治体に支援を要請します。

第4節 仮設トイレ

災害時、避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯の住民などに対しては、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策が必要と考えられます。災害発生後の仮設トイレは最大で約 500 基必要と推計されますが、被災時は避難状況や被害状況を踏まえ、柔軟に対応する必要があります。

第7章 実効性の確保

第1節 計画の見直し

本計画は「東久留米市国土強靱化地域計画」、「東久留米市地域防災計画」及び「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、都の計画の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、本計画の実効性を高めるため必要に応じ見直しを行います。

第2節 教育・訓練

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための職員の育成、人材の確保を推進します。

第3節 住民への広報・啓発

1 広報・啓発手段

災害発生時には、ごみの収集・分別方法、損害家屋の対応、仮置場の設置、避難所での排出ルール等について、速やかに情報発信し周知を図ります。また、迅速な分別のために、平時から災害廃棄物の収集方法等を住民に啓発するとともに周知を徹底する必要があります。住民への広報・啓発は、表7に示す広報・啓発の手段（例）等を用いて、被災状況によって、適した広報・啓発の手段を検討し、行います。

表7 広報・啓発の手段（例）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、情報発信拠点、防災メール、音声自動応答システム等
アナログ媒体	広報誌、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター（避難所、電柱看板での掲示）等
マスメディア	ケーブルテレビ、FM ラジオ、新聞、SNS（ツイッター）等
その他	広報車、防災行政無線を通じた広報、警察署や消防署その他防災機関による広報、防災（避難）訓練等

2 相談への対応

住民または被災者、その関係者から障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分等に関する相談・問合せ受付業務を実施します。

また、東京都及び関係機関と連携し、種々の相談に対し迅速かつ適切に対応します。相談において知りえた個人情報については、必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出防止等、情報管理の適切な措置を講じます。

東久留米市 災害廃棄物処理計画

概要版

令和４年３月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目１０番１０号

電話／０４２－４７３－２１１７

FAX／ ０４２－４７７－６７５５

E-mail／gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp